（様式４）

共　同　企　業　体　協　定　書

（目的）

第１条　当共同企業体は、秋田市上下水道局が発注する下記委託（以下｢本委託｣という｡）を共同連帯して実施することを目的とする。

 　　　委託名

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　共同企業体（以下｢当企業体｣という｡）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　 　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、委託の請負契約の履行後1箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかからず、当該委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

 （構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　住　　　　所

 商号又は名称

 住　　　　所

商号又は名称

 住　　　　所

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本業務の実施に関し、当企業体を代表して、秋田市上下水道局と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札及び見積書の提出、委託契約の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　秋田市上下水道局の行う工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて第6条の代表者が相手方となり、代表者が通知を受けた事項は他の構成員にも通知されたものとみなす。

 （分担業務額）

第８条　各構成員の業務委託の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部について秋田市上下水道局と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更をする。

 　　商号又は名称

　　　分担する業務

 商号又は名称

　　　分担する業務

 　　商号又は名称

　　　分担する業務

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める）については、別に定めるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全体をもって運営委員会を設け、業務委託の実施に当たるものとする。

２　運営委員会の会長は、当企業体の代表者が当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、当該委託の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　銀行　　　　　店とし、当企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員は分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本業務委託中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。但し、当該構成員に責がない場合は、この限りではない。

　２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、当該構成員がこれを負担するものとする。但し、当該構成員に責がない場合は、この限りではない。

　３　前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

　４　前三項の規定はいかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務実施途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

（業務実施途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務委託の実施途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が挙動連帯して当該構成員分の業務委託を完了するものとする。２　前項の場合においては、第14項２項、３項の規定を準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、引き渡された業務目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとす

る。

は、上記のとおり　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

 　　　　　　年　　月　　日

 　　　住所

 商号又は名称

 代表者　　　　　　 　 　 印

 住所

 商号又は名称

 代表者　　　　　　 　 印

 住所

 商号又は名称

 代表者　　　　　　 　 印